

【家族が亡くなった後2週間でやること】行動チェックリスト

手続き時期 (推奨)	完了 チェック	どこで	なにを	ポイント	
死亡後 1日目	<input type="checkbox"/>	病院等	死亡診断書の受取	死亡届とセットになっている。 役所に提出すると返却されないため、コピーをとっておきましょう。	
	<input type="checkbox"/>		退院手続き	入院費等が発生している場合は清算し、 領収書を保管しておきましょう。	
	<input type="checkbox"/>	葬儀社	通夜、葬儀の段取り	選定して連絡を。遺体の搬送についても確認しましょう。	
	<input type="checkbox"/>	-	近親者への連絡	通夜や葬儀が決まっている場合はあわせて連絡しましょう。	
2日目	<input type="checkbox"/>	役所	死亡届の提出	提出前に必ずコピーを！	
	<input type="checkbox"/>		火葬許可証の取得	葬儀（火葬）に必要になります。	
	<input type="checkbox"/>	葬儀社	通夜	事前に段取りを確認しましょう。(執り行わない場合もあります)	
3日目	<input type="checkbox"/>	葬儀社	葬儀	事前に段取りを確認しましょう。	
	<input type="checkbox"/>	火葬場	火葬許可証の提出	火葬済の証明は埋葬時に必ず必要になるため、 大切に保管しましょう。	
5～7日目	<input type="checkbox"/>	葬儀社	葬儀代の清算	葬祭費の支給申請に必要なため、領収書を保管しましょう。	
10日目	<input type="checkbox"/>	役所 (亡くなった人の 本籍地)	戸籍担当 等	除籍謄本の取得	多くの相続手続きで必要になります。 (亡くなった人の出生～死亡までの一連の戸籍が必要になるので、同じ役所で 取得できるものがあれば併せて取得しておきましょう)
	<input type="checkbox"/>	役所 (亡くなった人の 住所地)	住民票担当 等	住民票の除票の取得	年金手続等で必要になります。
	<input type="checkbox"/>		国民健康保険担当	健康保険証の返還	返還は必須ではありません。
	<input type="checkbox"/>			資格喪失届の提出	
	<input type="checkbox"/>			後期高齢者 医療保険担当	葬祭費支給申請用紙の取得
	<input type="checkbox"/>			高額療養費支給申請用紙の取得 (※該当する場合)	
	<input type="checkbox"/>		介護保険担当	介護保険証の返還	返還は必須ではありません。
	<input type="checkbox"/>			資格喪失届の提出	
	<input type="checkbox"/>			送付先変更届の提出	
	<input type="checkbox"/>			還付金の申請 (※該当する場合)	相続税の申告が必要な場合は、申請書のコピーを取っておきましょう。
	<input type="checkbox"/>		障がい担当	障がい者手帳の返還	返還は必須ではありません。
	<input type="checkbox"/>			未払い手当の申請 (※該当する場合)	相続税の申告が必要な場合は、申請書のコピーを取っておきましょう。
	<input type="checkbox"/>		年金事務所 (亡くなった人の住所地)	年金受給者死亡届の提出	
	<input type="checkbox"/>			未支給年金、遺族年金の請求	該当する場合のみ手続きが必要です。
<input type="checkbox"/>	最寄りの警察署	運転免許証の返還	返還は必須ではありません。		
11～14日目	<input type="checkbox"/>	公共料金 (各契約会社)	電気	検針票などでお客様番号がわかると手続きがスムーズです。	
	<input type="checkbox"/>		水道	解約 (または名義変更) 手続き	
	<input type="checkbox"/>		ガス	同上	
	<input type="checkbox"/>	各契約会社	インターネット	料金の明細や引き落とし口座の通帳で確認できます。	
	<input type="checkbox"/>		固定電話	同上	
	<input type="checkbox"/>		携帯電話	同上	
	<input type="checkbox"/>		NHK	同上	
<input type="checkbox"/>	生命保険会社	死亡保険金の請求 (受取人の場合)	保険証券、契約内容のお知らせなどを探して連絡しましょう。		